

○総務省令第四十号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、就業構造基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月九日

総務大臣 川端 達夫

就業構造基本調査規則の一部を改正する省令

就業構造基本調査規則（昭和五十七年総理府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「就業構造基本調査を」を「就業構造基本統計を」に改める。

第六条第一項第一号へを次のように改める。

へ 現在の居住地に関する事項

第六条第一項第一号に次のように加える。

ウ 育児及び介護の状況

キ 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発

電所の事故による災害をいう。）による仕事への影響

第六条第一項第一号中ナをムとし、ネをラとし、同号ツ中「及び就業理由」を削り、同号中ツをナとし、ヨからソまでをレからネまでとし、同号カ中「又は」を「及び」に改め、同号中カをタとし、ワをヨとし、ヲをワとし、ワの次に次のように加える。

カ 雇用契約の期間及び更新回数

第六条第一項第一号中ルをヲとし、チからヌまでをリからルまでとし、トの次に次のように加える。

チ 収入の種類

第六条第一項第二号中ロを削り、ハをロとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。